

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家外汇管理局关于印发货物贸易外汇管理法规有关问题的通知</p> <p>汇发[2012]38号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>为进一步深化外汇管理体制改，促进贸易便利化，国家外汇管理局、海关总署和国家税务总局决定自2012年8月1日起在全国实施货物贸易外汇管理制度改革。为此，国家外汇管理局制定了《货物贸易外汇管理指引》、《货物贸易外汇管理指引实施细则》、《货物贸易外汇管理指引操作规程（银行企业版）》、《货物贸易外汇收支信息申报管理规定》（以下统称货物贸易外汇管理法规，分别见附件1、2、3、4）。现将货物贸易外汇管理法规印发你们，并就有关事项通知如下：</p> <p>一、货物贸易外汇管理法规自2012年8月1日起施行。</p> <p>二、自2012年8月1日起，全国上线运行货物贸易外汇监测系统（以下简称监测系统），停止使用贸易收付汇核查系统、贸易信贷登记管理系统、出口收结汇联网核查系统以及中国电子口岸-出口收汇系统。</p> <p>外汇指定银行（以下简称银行）和企业用户通过国家外汇管理局应用服务平台（以下简称应用服务平台）访问监测系统，具体访问渠道为：</p>	<p>国家外貨管理局による貨物貿易外貨管理法規関連問題の通知</p> <p>匯発[2012]38号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大连、青岛、アモイ、寧波市分局、各中資外為指定銀行：</p> <p>外貨管理体制改を一層深化し、貿易の利便性を促進するため、国家外貨管理局、税関総署と国家税務総局は、2012年8月1日より全国で貨物貿易外貨管理制度改を実施する。このため、国家外貨管理局は、「貨物貿易外貨管理手引」、「貨物貿易外貨管理手引実施細則」、「貨物貿易外貨管理手引操作規程（銀行企業版）」、「貨物貿易外貨收支情報申告管理規定」（以下貨物貿易外貨管理法規と総称、添付1、2、3、4参照）を制定した。ここに貨物貿易外貨管理法規を配布し、関連事項を以下に通知する：</p> <p>一、貨物貿易外貨管理法規は2012年8月1日より施行する。</p> <p>二、2012年8月1日より、全国で貨物貿易外貨モニタリングシステム（以下は「モニタリングシステム」と略す）を稼働し、貿易收支照合システム、貿易与信登記管理システム、輸出外貨受取・人民元転ネット照合審査システム及び中国電子口岸－輸出外貨受取システムについては、使用を停止する。</p> <p>外為指定銀行（以下「銀行」と略）と企業ユーザーは国家外貨管理局応用サービスプラットフォーム（以下「応用サービスプラットフォーム」と略）を通じてモニタリングシステムにアクセスしなければならない。具体的なアクセスルートは以下：</p>

ユーザー類型	ネット接続方式	訪問 URL	ユーザー類型	ネット接続方式	訪問 URL
銀行	外部機関接続	http://asone.safe:9101/asone	銀行	外部機関接続	http://asone.safe:9101/asone
企業	インターネット	http://asone.safesvc.gov.cn/asone	企業	インターネット	http://asone.safesvc.gov.cn/asone

三、各銀行總行應按照以下要求，組織分支機構做好監測系統（銀行版）的上线準備和系統接入工作：

（一）各銀行總行應於 2012 年 7 月 1 日至 7 月 20 日期間組織完成分支機構的網絡連通、客戶端環境設置、用戶管理、權限分配和訪問測試等工作，確保辦理貨物貿易外匯業務的銀行網點能夠通過應用服務平台訪問監測系統（銀行版）。銀行網絡連通和系統訪問設置的具體操作說明，詳見《貨物貿易外匯監測系統（銀行版）訪問設置手冊》（見附件 5）。

（二）截至 2012 年 7 月 1 日已辦理金融機構標識碼賦碼的銀行網點，未在應用服務平台開戶的，自 2012 年 7 月 1 日起在應用服務平台自動開戶並開通“貨物貿易外匯網上業務”，此類銀行網點應向其總行或通過其總行向國家外匯管理局獲取業務管理員用戶（ba）的初始密碼；已在應用服務平台開戶的，自 2012 年 7 月 1 日起自動開通“貨物貿易外匯網上業務”，其業務管理員和業務操作員密碼不變，其中已具有貿易收付匯核對系統（銀行版）訪問權限的業務操作員自動獲得監測

三、各銀行本店は以下の要求に基づき、各分支機構を組織し、モニタリングシステム（銀行バージョン）のリリース準備とシステム接続業務を行わなければならない：

（一）各銀行は、2012 年 7 月 1 日～7 月 20 日の期間で分支機構のネットワークアクセス、顧客端末環境設置、ユーザー管理、権限配置、モニタリングアクセステストなどの業務を完成し、貨物貿易外貨業務を行う銀行拠点による応用サービスプラットフォーム経由のシステム（銀行バージョン）への接続を確保しなければならない。銀行のインターネット接続とシステムアクセス設置の具体的な操作説明の詳細は、「貨物貿易外貨モニタリングシステム（銀行バージョン）アクセス設置ガイド」（添付 5）を参照のこと。

（二）2012 年 7 月 1 日までに、すでに金融機構表示コードを取得した銀行拠点が、応用サービスプラットフォームで ID を開設しなかった場合、2012 年 7 月 1 日より応用サービスプラットフォームで自動的に ID が開設され、併せて「貨物貿易外貨オンライン上業務」機能が開通する。この種の銀行拠点はその本店または本店経由で国家外貨管理局より業務管理員ユーザー（ba）の初期パスワードを取得しなければならない。す

系统（银行版）访问权限。

（三）2012年7月1日以后办理金融机构标识码赋码的银行网点，如需办理货物贸易外汇业务，应向所在地外汇局申请开通“货物贸易外汇网上业务”，并向其总行或通过其总行向国家外汇管理局获取业务管理员用户（ba）的初始密码。

各中资外汇指定银行收到本通知后，应及时转发下属分支机构。各分局、外汇管理部收到本通知后，应及时转发辖内中心支局（支局）、地方性商业银行及外资银行。在政策执行和监测系统推广过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

业务咨询电话：010-68402546

技术咨询电话：010-68402214

特此通知。

附件：1. 《货物贸易外汇管理指引》
2. 《货物贸易外汇管理指引实施细则》
3. 《货物贸易外汇管理指引操作规程》（银

でに応用サービスプラットフォームでIDを開設した場合、2012年7月1日より自動的に「貨物貿易外貨インターネット上業務」が開通し、業務管理員と業務操作員のユーザーパスワードは不変で、うち、貿易外貨受取・支払審査システム（銀行バージョン）のアクセス権限を有する業務操作員ユーザーは自動的にモニタリングシステム（銀行バージョン）のアクセス権限を取得する。

（三）2012年7月1日以降金融機関表示コードを申請する銀行拠点が、貨物貿易外貨業務を行う場合、所在地の外貨局へ「貨物貿易外貨のオンライン業務」の開通を申請し、併せてその本店または本店経由で国家外貨管理局へ業務管理員ユーザー（ba）の初期パスワードを取得しなければならない。

各中資外貨指定銀行は本通知を受領後、遅滞なく所轄内の分支機関に転送しなければならない。各分局、外貨管理部は本通知を受領した後、遅滞なく所轄内の中心支局（支局）、地方性商業銀行及び外資銀行に転送しなければならない。政策執行及びモニタリングシステム推進において問題が生じた場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックすること。

業務照会電話：010-68402546

技術照会電話：010-68402214

以上

添付：1. 「貨物貿易外貨管理手引」
2. 「貨物貿易外貨管理手引実施細則」
3. 「貨物貿易外貨管理手引操作規程」（銀行企

行企業版)	業バージョン)
4. 《货物貿易外匯收支信息申報管理規定》	4. 「貨物貿易外貨収支情報申告管理規定」
5. 《货物貿易外匯監測系統（銀行版）訪問設置手冊》	5. 「貨物貿易外貨モニタリングシステム（銀行バージョン）アクセス設置ガイド」
二〇一二年六月二十七日	2012年6月27日

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司トランザクションバンキング部中国調査室】

- 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。